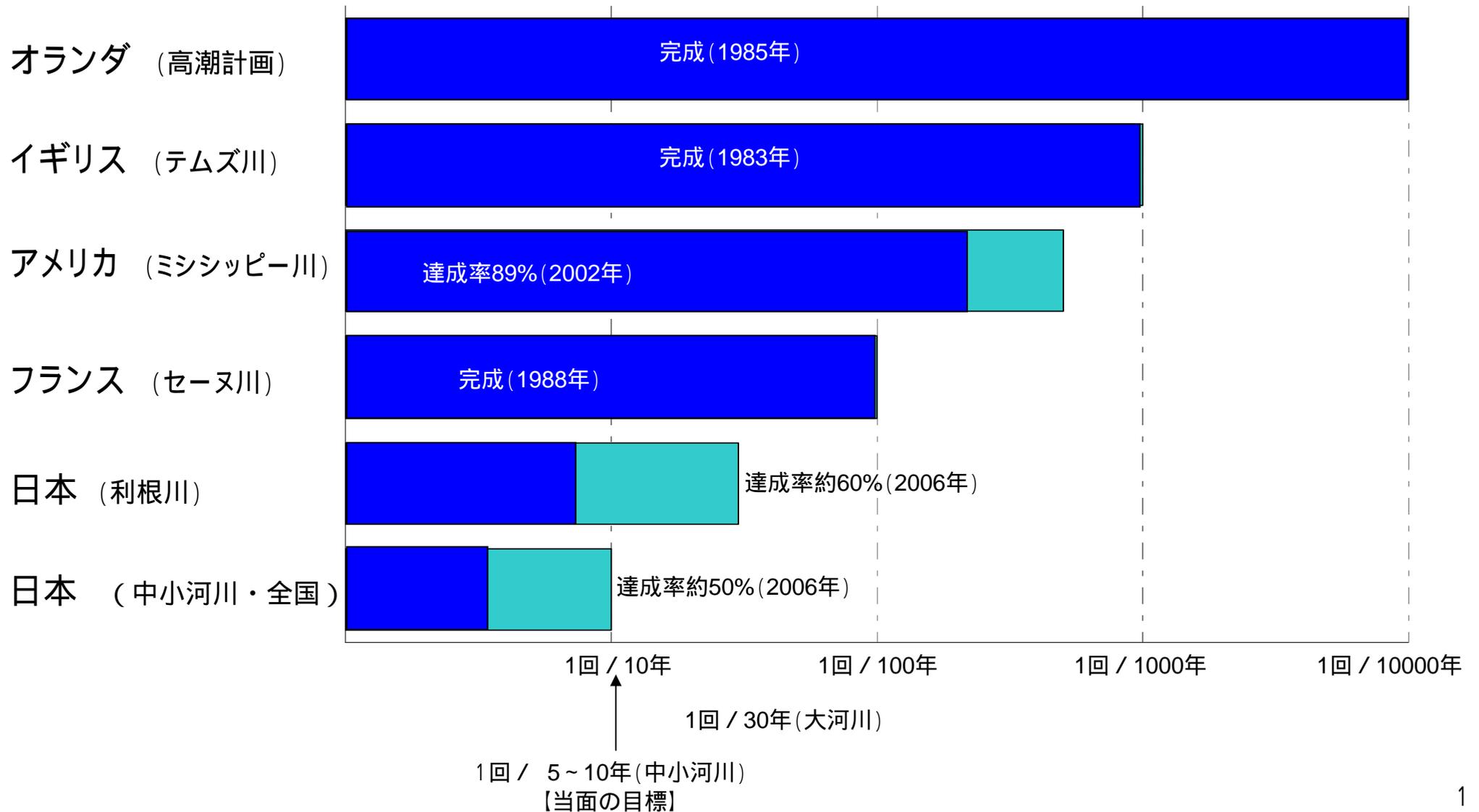


第1回小委員会に関する 補足説明資料

諸外国と比較して低い整備水準

治水安全度の確保状況



気候変動予測データに採用されているシナリオについて

○ A1 「高成長型社会シナリオ」

- ・ 世界中がさらに経済成長し、教育、技術等に大きな革新が生じる。

A1FI : 化石エネルギー源を重視

A1T : 非化石エネルギー源を重視
(新エネルギーの大幅な技術革新)

A1B : 各エネルギー源のバランスを重視

○ A2 「多元化社会シナリオ」

- ・ 世界経済や政治がブロック化され、貿易や人・技術の移動が制限。
- ・ 経済成長は低く、環境への関心も相対的に低い。

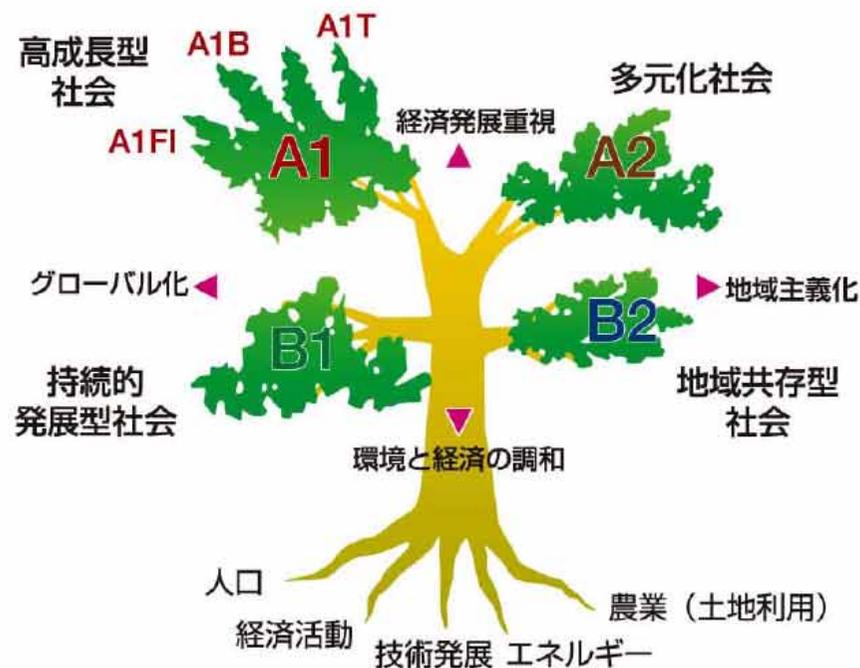
○ B1 「持続的発展型社会シナリオ」

- ・ 環境の保全と、経済の発展を地球規模で両立する。

○ B2 「地域共存型社会シナリオ」

- ・ 地域的な問題解決や世界の公平性を重視し、経済成長はやや低い。
- ・ 環境問題等は、各地域で解決が図られる。

◆ 排出シナリオの概念図



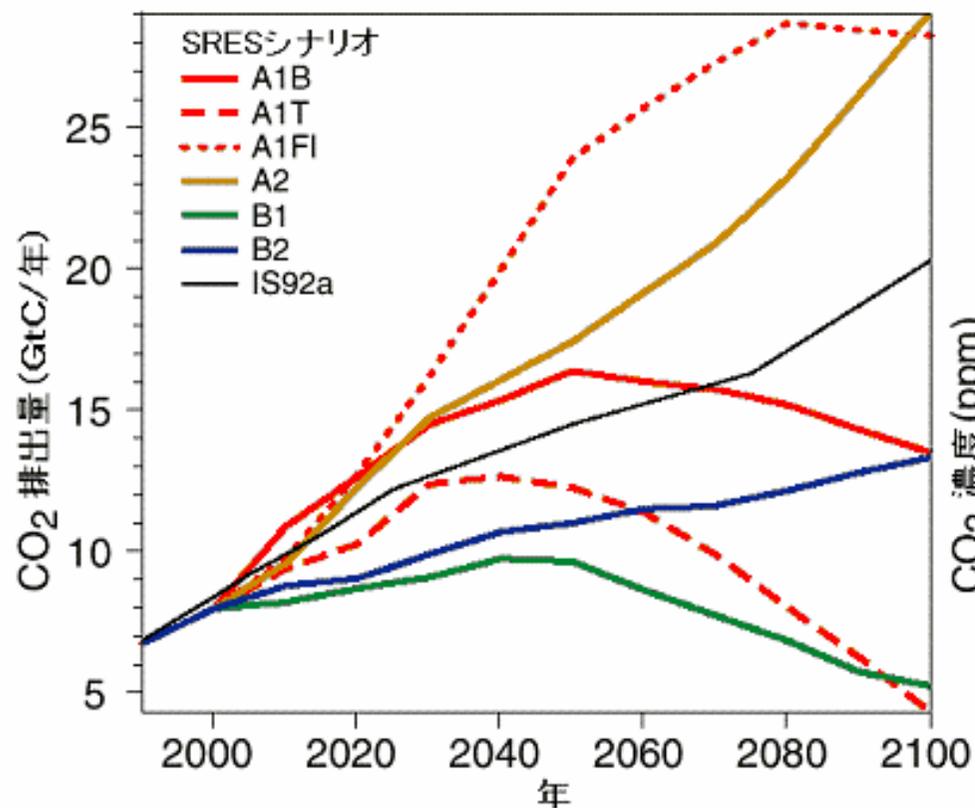
出所) IPCC第三次評価報告書

出典: 環境省「地球温暖化パネル」

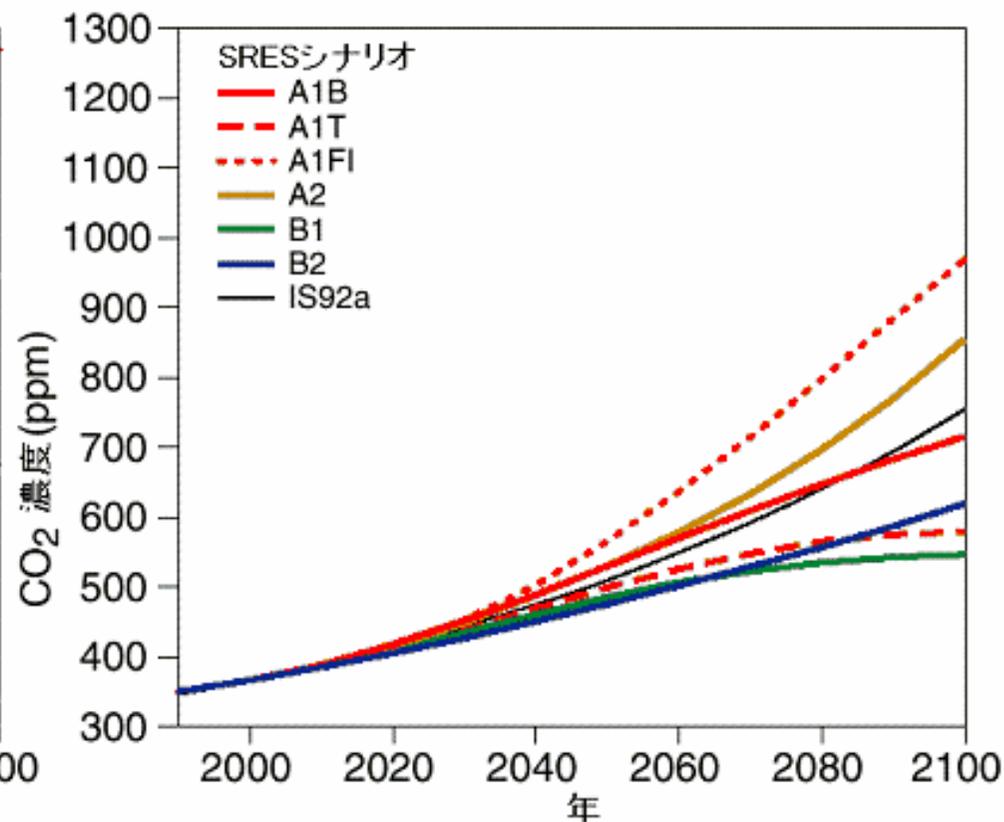
注: これらのシナリオは、追加的な温暖化対策を含んでいない。

気候変動予測データに採用されているシナリオについて

(a) CO₂ 排出量



(b) CO₂ 濃度



出典: 気象庁

排出シナリオ(SRES)毎の(a)CO₂排出量、(b)CO₂濃度予測

A1とB1グループはCO₂排出量が21世紀半ば以降に減少するシナリオである。
A2とB2グループはCO₂排出量が上昇を続けるシナリオである。

気候変動予測データに採用されているシナリオについて

平成19年8月27日 第1回小委員会資料

【資料3 気候変動に適応した治水対策検討の基本的方向について】

資料ページ数	予測モデル	排出シナリオ
P7	K - 1	A1B
P8	K - 1	A1B
P10	マルチモデル アンサンブル	A1B
P12	K - 1	A1B
P20	RCM20	A2
P21	K - 1	CO ₂ 倍増実験
P22	K - 1	CO ₂ 倍増実験
P23	K - 1	A1B

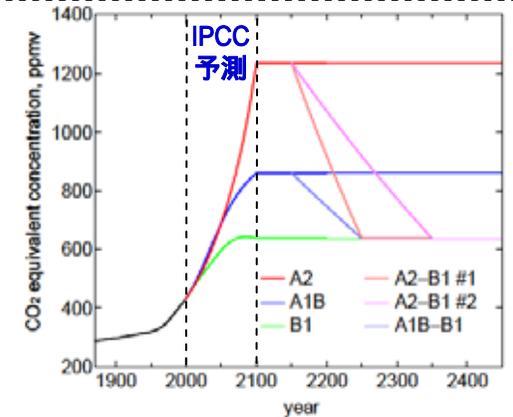
【資料3 気候変動に適応した治水対策検討の基本的方向について】は、参考資料1で配布しております。

気候変動の長期的影響

たとえ温室効果ガス濃度が安定化したとしても、数世紀にわたって人為起源の温暖化や海面水位上昇が続く。

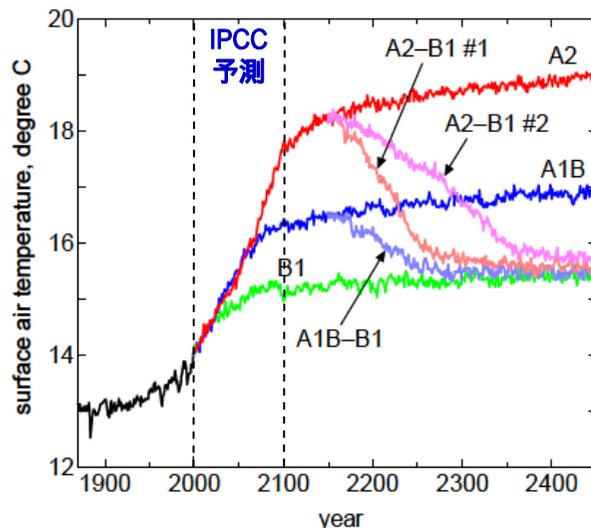
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書 第1作業部会

- 放射強制力を、2100年時点でB1またはA1Bシナリオの水準で安定化しても、主に2200年までに、世界平均気温が約0.5℃さらに上昇すると予測。
- 放射強制力を、2100年時点でA1Bシナリオのレベルに安定化した場合、熱膨張のみで、2300年までに(1980~1999年と比較して)0.3~0.8mの海面上昇。深層への熱の輸送に時間を要するため、熱膨張はその後数世紀にわたって継続。
- 過去及び将来の人為起源の二酸化炭素の排出は、このガスの大気からの除去に必要な時間スケールを考慮すると、今後千年以上の昇温と海面水位上昇に寄与。

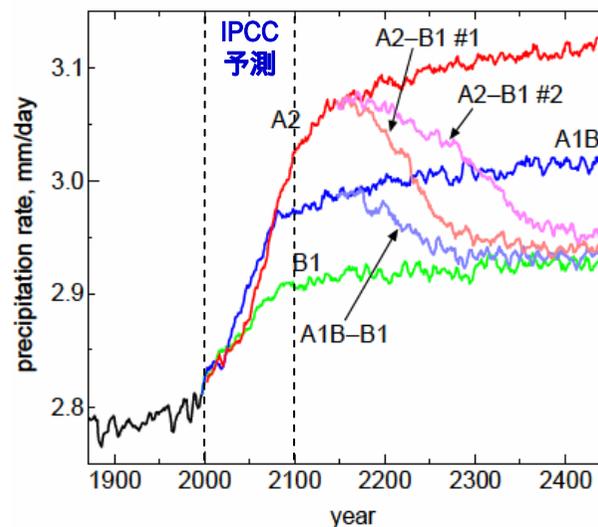


予測計算で用いた温室効果ガス濃度(等価CO2濃度)のシナリオ

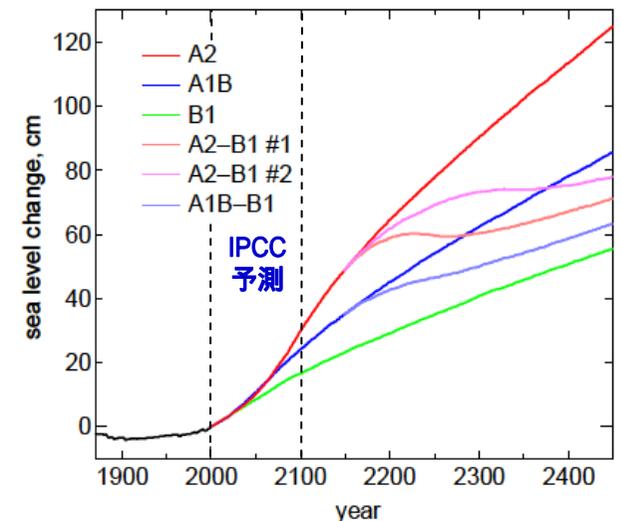
全球平均地上気温の予測



全球平均降水量の予測



熱膨張による海面上昇の診断結果



出典: (財)電力中央研究所 人・自然・地球共生プロジェクト
大気海洋結合モデルの高解像度化 報告書

気候変動の長期的影響予測の一例

名古屋市の土地利用について（災害危険区域（高潮））

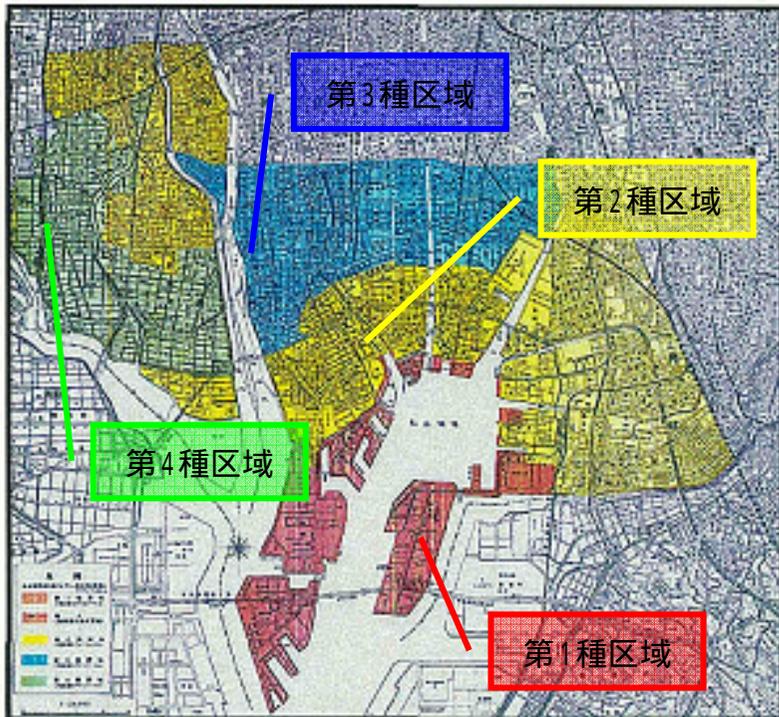
昭和34年9月に名古屋市を襲った伊勢湾台風を教訓として、今後このような被害を被らないように「名古屋市災害対策要綱」の防災対策事業の一環として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」を策定し、昭和36年6月1日から施行されている。

建築基準法抜粋（災害危険区域）

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

名古屋市臨海部防災区域図



	1階の床の高さ	構造制限	図解
第1種区域	N・P (+) 4m以上	木造禁止	
第2種区域	N・P (+) 1m以上	2階以上に居室設置 以下の①から③のいずれかの場合に緩和 ①: 1階の1以上の居室の床の高さがN・P (+) 3.5m以上 ②: 同一敷地内に2階建以上の建築物あり ③: 延べ面積が100㎡以内のものは避難室、避難設備の設置	
第3種区域	N・P (+) 1m以上	—	
第4種区域	N・P (+) 1m以上	2階以上に居室設置 以下の①、②のいずれかの場合に緩和 ①: 1階の1以上の居室の床の高さがN・P (+) 3.5m以上 ②: 同一敷地内に2階建以上の建築物あり	

※公共建築物等の制限（第2種～第4種区域）
 範囲…学校、病院、集会場、官公署、児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物
 制限…1階の床の高さ N・P (+) 2m以上 かつ N・P (+) 3.5m以上に1以上の居室設置

※建築物の建築禁止（第1種区域）
 範囲…海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域
 制限…居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止

〔木造以外の構造で、居住室等の床の高さをN・P (+) 5.5m以上としたものについては建築可能〕

第1種区域
防潮壁よりも海側の区域で主に臨海埋立工業地

第2種区域
伊勢湾台風以前から市街化していた区域と、伊勢湾台風以降、市街化が進展した区域が含まれ、土地利用状況が類似してきている区域

第3種区域
伊勢湾台風当時から市街化していた区域であって内陸部にあるため、他の区域に比べて強い規制は必要としない区域

第4種区域
都市計画で市街化を抑制する区域として定められた市街化調整区域

出典：名古屋市HP
名古屋市臨海部防災区域建築条例及び解説

条例の概要表

タイムスケールの整理について

		目 標	対象とする気候変動予測
【施設を中心とした観点】			
河川整備に関する計画			
	河川整備基本方針	長期	・100年程度の気候変動予測に基づいて検討
	河川整備計画	概ね20～30年	・50年程度の気候変動予測に基づいて段階的に計画
中期的展望にたった治水対策		10年	・50年程度の気候変動予測に基づいて段階的に計画
施設の整備		耐用年数50年(河川) 耐用年数80年(ダム)	・50年程度の気候変動予測に基づいて設計。 ・100年程の気候変動予測に基づいて設計。
【社会構造の見直しの観点】			
国土形成計画と国土利用計画			<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針との調整を図る ・河川整備計画との調整を図る
	国土形成計画	21世紀前半を展望しつつ概ね10ヶ年	
	国土利用計画	21世紀前半を展望しつつ概ね10ヶ年	
自治体の作成する計画			
	自治体の長期ビジョン	10年程度	
	都市計画区域マスタープラン	20年を見据えて10年	